

福島県動物愛護管理推進計画（一部改正案）に関する県民意見公募要領

令和3年2月2日
福島県食品生活衛生課

1 目的

本県では、平成26年3月に、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「動物愛護管理法」）第6条第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）（以下「基本指針」という。）に則して、県内（中核市を含む）における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（「動物愛護管理推進計画」という。）を定めておりますが、令和2年4月に国の基本指針が改正されたことを契機に、当県の現状と課題に即した内容に改めるため、動物愛護管理推進計画の見直しを行うこととなりました。

つきましては、県において動物愛護管理推進計画（一部改正案）について、県民意見の募集を行います。

2 意見募集の内容

別紙「福島県動物愛護管理推進計画（一部改正案）」に関する御意見を募集します。

3 意見の応募資格

県内に住所や事業所・事務所を有する個人や法人その他の団体のほか、県内の事業所や学校等に通勤・通学している方など、県内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人や法人その他の団体であること。

4 意見の募集期間

令和3年2月10日（水）から同年3月9日（火）まで
※郵送の場合は最終日の消印有効

5 意見提出方法及び提出先

提出様式は任意ですが、以下の(1)について記入の上、(2)のいずれかの方法で提出してください。

(1) 記入事項

- ア 氏名（法人又は団体の場合は、法人名又は団体名）
- イ 住所（又は所在地）
- ウ 電話番号
- エ 御意見のある項目及び御意見の内容

(2) 提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(3) その他

御意見は日本語でお書きください。

6 意見提出先

福島県保健福祉部食品生活衛生課

- (1) 郵送の場合：〒960-8670（住所の記載は不要です。）
- (2) FAXの場合：024-521-7925
- (3) 電子メールの場合：shokuseiei@pref.fukushima.lg.jp

7 募集した御意見の取扱い

- (1) 提出いただいた御意見は、動物愛護管理推進計画の一部改正に当たって参考にさせていただきます。
- (2) 提出いただいた御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、ホームページ等により、一定期間公表いたします。
- (3) 個人の氏名、住所、電話番号を除き、内容を公開する場合がありますので、御承知おきください。

8 その他

- (1) 提出いただきました書類等は返却いたしません。
- (2) 電話や匿名での御意見の提出は受け付けできませんので御注意願います。
- (3) 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

9 資料の入手方法

本要領及び別紙「福島県動物愛護管理推進計画の改定について」は、福島県保健福祉部食品生活衛生課のホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/pub-koubo-doubutsu-aigo-keikaku02.html>）に掲載のほか、以下の場所で御覧になれます。

- (1) 県政情報センター（県庁西庁舎1階）
- (2) 福島県各地方振興局（県北を除く。）の県政情報コーナー
- (3) 福島県保健福祉部食品生活衛生課（県庁西庁舎4階）
- (4) 福島県動物愛護センター、福島県動物愛護センター会津支所、福島県動物愛護センター相双支所

※郵送を希望される場合は、210円切手を貼ったA4サイズの返信用封筒を同封の上、下記の問い合わせ先まで御請求ください。

10 お問い合わせ先

福島県保健福祉部食品生活衛生課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（西庁舎4階）

電話：024-521-7245

電子メール：shokuseiei@pref.fukushima.lg.jp